

(平成24年6月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和 51 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を 32 万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社（現在は、B 社）における資格喪失日に係る記録を同年 4 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 38 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 60 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

A 社に勤務した期間のうち、昭和 51 年 8 月及び同年 9 月の標準報酬月額が、厚生年金基金の記録と相違している。

また、A 社の資格喪失日が昭和 60 年 3 月 31 日となっているが、同年 4 月 1 日となるはずなので調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の標準報酬月額は、昭和 51 年 10 月の定時決定により 20 万円から 32 万円に改定されていることが確認できる。

しかしながら、C 厚生年金基金から提出された厚生年金基金加入員記録照会回答票によると、申立人の標準報酬月額は、厚生年金保険法の改正により昭和 51 年 8 月から標準報酬月額の上限が 20 万円から 32 万円に引き上げられたことに伴い、同年 8 月に 20 万円から 32 万円に改定されていることが確認できる。

また、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和 51 年法律第 63 号）附則第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定により、昭和 51 年 7 月における標準報酬月額が 20 万円である被保険者の同年 8 月からの標準報酬月額の改定は、その者の同年 7 月における標準報酬月額の基礎となった報酬月額を改正後の報酬月額とみなして改定することとされており、C 厚生年金基金が保管する昭和 50 年度の厚生年金基金加入員給与月額算定基礎届によると、申立人の同年 5 月から同年 7 月までの報酬月額の平均額は 32 万 20 円となっており、標準報酬月額 32 万円に相当することが確認できる。

さらに、C 厚生年金基金は、申立期間当時の届書は複写式であったとしている上、同法の施行に伴う届書の提出は不要であり、従前額を基に読替えを行ったとしている。

一方、申立人の A 社に係る事業所別被保険者名簿には、同法の施行に伴う標準報酬月額の改定記録が記載されておらず、社会保険事務所における年金記録の管理が不適切であったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る申立期間①の標準報酬月額は、同法の施行に伴い 32 万円に改定すべきところ、社会保険事務所が事務処理を誤って標準報酬月額を決定したことが認められることから、申立期間①の標準報酬月額については、32 万円とすることが妥当である。

申立期間②について、B 社の回答、C 厚生年金基金が保管する厚生年金基金加入員資格喪失届、雇用保険の被保険者記録及び申立人から提出された給与明細書から判断すると、申立人が A 社に昭和 60 年 3 月 31 日まで勤務し、同年 3 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 60 年 3 月の厚生年金基金の記録、同年 2 月の社会保険事務所の記録及び給与明細書で確認できる保険料控除額から、38 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、C 厚生年金基金が保管する厚生年金基金加入員資格喪失届によると、申立人の資格喪失日は、昭和 60 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日に訂正されており、同基金は、「届書には喪失事由確認による事後訂正の記載があることから、基金から事業所に喪失日を再確認の上、基金で喪失日を訂正したと思われる。」と回答している上、B 社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が同年 3 月 31 日となっていることから事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月 1 日から平成 3 年 6 月 20 日まで

昭和 46 年 1 月から平成 10 年 5 月まで A 社及び B 社に勤務し、入社から 3 年 6 月 20 日まで厚生年金保険に加入した。

社名が A 社から B 社に変更となった昭和 60 年 7 月以降も給料が下がることはなかったのに、私の B 社における標準報酬月額は、A 社に勤務していたその直前の頃と比べて 2 万円から 4 万円程度も低くなっており、それが申立期間を通して下がったり上がったりしていることについても不自然さを感じる。

また、私は 58 歳か 59 歳で定年を迎え、その後は嘱託職員として継続勤務をしたが、その際に社長から「今後の昇給と賞与の支給は無いが、基本給はそのまま支給する。」と言われたことも記憶しているので、B 社における標準報酬月額の記録に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B 社における厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、A 社におけるその直前の期間に係る標準報酬月額と比べて低額であるのは納得できないとして申し立てている。

しかし、B 社が当時加入していた C 厚生年金基金が所持する申立人に係る異動記録情報照会リストによると、申立期間の標準報酬月額は、オンライン記録と全て一致していることが確認でき、同基金は、「申立期間当時、厚生年金基金への届出様式は、社会保険事務所（当時）に提出する届出様式と複写式になっていた。」と述べていることから、同社から社会保険事務所と同基金に対して同一内容の届出が行われたものと考えられる。

また、申立人の B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における標

標準報酬月額、オンライン記録と一致している上、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡は無く、社会保険事務所において不合理な処理が行われた状況はうかがえない。

さらに、申立人は昭和 60 年 7 月 1 日に A 社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日に B 社において被保険者資格を再取得していることが確認できるところ、厚生年金保険法第 22 条第 1 項により、厚生年金保険の被保険者資格取得時の標準報酬月額は、月、週その他一定期間によって報酬が定められている場合には、被保険者の資格を取得した日の現在の報酬の額をその期間の総日数で除して得た額の 30 倍に相当する額から決定されることとなる。そこで、申立人から提出された 58 年 4 月から 60 年 12 月までの期間に係る給与等の入金記録が確認できる預金通帳（写し）を見ると、i) 申立期間の直前の給与と考えられる 60 年 6 月及び同年 7 月に A 社から入金された金額（19 万 6,571 円及び 19 万 7,961 円）は、それ以前の 59 年 10 月から 60 年 5 月までの期間に同社から入金された金額（全て同額の 20 万 3,181 円）と比べて低額となっていることから、申立期間の直前で何らかの事情により給与が下がった様子が見えること、ii) 当該低額となった金額に近い入金記録が、申立期間に係る同年 8 月以降の期間においても継続して確認できることを踏まえると、B 社における資格取得時決定の標準報酬月額が従前と比べて 1 等級下がったとしても不自然ではない。

加えて、B 社は既に破産しており、当時の事業主及び経理担当者から申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することはできない上、同僚等からも申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる証言は得られなかった。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月 1 日から平成 8 年 12 月 13 日まで
私の A 社における昭和 63 年 10 月から平成 8 年 12 月に退職するまでの期間の標準報酬月額は、実際に支給されていた給与より低い記録となっている。

当時の給与明細書は無いが、i) 昭和 63 年 10 月 1 日の B 本社営業本部長就任の際に社長から給与は 50 万円にすると告げられたこと、ii) 平成元年 3 月の取締役就任の際に会長から報酬は 60 万円にすると告げられたこと、iii) 2 年 8 月の常務取締役就任の際に報酬が 70 万円になったこと、iv) 7 年 2 月に常務取締役から取締役になった際に報酬は元の 60 万円に戻り、それが退職まで同額であったことをはっきりと記憶している。

事業所が保管する賃金台帳も確認したが、その内容は私の記憶と一致せず、年金記録においても長期に及んで標準報酬月額の相違が見られるので、総合的な調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

A 社が保管する申立期間の賃金台帳兼源泉徴収簿により、申立人は申立期間の一部について、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額を得ていたことは認められるものの、申立期間の全てについて事業主が源泉控除し

ていたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と1か月を除き一致しており、しかも当該1か月は、同社が保険料率の適用を誤り、保険料を少なく控除したために生じた差異であるとみられる。

また、A社が保管する平成2年から8年までの期間の定時決定に係る「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」、元年8月及び同年12月の随時改定に係る「同改定通知書」並びに8年12月13日の被保険者資格喪失に係る「同被保険者資格喪失確認通知書」により確認できる申立人に係る標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、事業主が当該期間の申立人に係る報酬月額をオンライン記録どおりに届け出ていたことが確認できる。

さらに、申立期間のうち平成元年8月から同年11月までの期間及び2年12月から7年9月までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、当時の厚生年金保険標準報酬月額等級表の上限の標準報酬月額（31等級47万円、30等級53万円及び59万円）であることが確認できる上、申立期間に係るオンライン記録の標準報酬月額が遡及して訂正されているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。